

平成27年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	職務上年金給付等交付金に必要な経費			<b>担当部局</b>	労働基準局		<b>作成責任者</b>
<b>事業開始年度</b>	平成21年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	労災管理課		木塚 欽也
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定			<b>政策・施策名</b>	Ⅲ-3-1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること		
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第40条第1項			<b>関係する計画、通知等</b>	職務上年金給付費等交付金交付要綱		
<b>主要政策・施策</b>				<b>主要経費</b>	社会保障		
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3程度以内)</b>	雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定により、全国健康保険協会が支給するものとされた同法による改正前の船員保険法の規定による保険給付に要する費用に充てることを目的とする。						
<b>事業概要(5程度以内。別添可)</b>	船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)」が施行される平成22年1月1日をもって、労災保険に統合されることとなったが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行うこととなった。また、これら給付等に要する保険料財源は、船員特会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用及び保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交付するものである。						
<b>実施方法</b>	直接実施						
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求
		補正予算	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	
		計	7,210	6,306	6,068	6,053	0
	執行額	7,165	6,283	6,068			
執行率(%)	99%	100%	100%				
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
	被災労働者等からの請求に基づき、適切な給付を行い、執行実績を適切に予算に反映させる。	成果実績	百万円	7,165	6,283	精査中	
		目標値	百万円	7,210	6,306	6,068	6,053
		達成度	%	99.4%	99.6%		
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	保険給付件数	活動実績	件	63,615	70,770	精査中	
		当初見込み	件	-	55,638	70,460	
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	本経費は、被災労働者等の請求に基づき支給する保険給付費であり、単位当たりコストの算出にはなじまない。	単位当たりコスト	-	-	-	-	-
		計算式	-	-	-	-	-
平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由			
	職務上年金給付費等交付金	6,053					
	計	6,053	0				

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等については広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等については全国健康保険協会が支給することとなっている。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等については、迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ることとされているため、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	船舶所有者の災害補償責任を担保するための制度であることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等に必要な経費である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	目標に見合った実績となっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みに見合った実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	当該交付金については、船員保険の統合に伴う施行日(平成22年1月1日)前に支給事由の生じた職務上年金給付費等相当分として全国健康保険協会に交付するものであり、対象者が異なる。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	労災保険給付に必要な経費	432	厚生労働省労働基準局		
点検・改善結果	点検結果	当該交付金については、船員保険の統合に伴う施行日(平成22年1月1日)前に支給事由の生じた職務上年金給付費及び職務上疾病給付費相当分として被災労働者に対する必要な保険給付費である。 なお、当該経費の26年度実績額は集計中である。			
	改善の方向性	今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	658	平成23年度	596	平成24年度	533
平成25年度	410	平成26年度	421		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

平成25年度実績

厚生労働省  
6,283百万円

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用及び保険給付事業の事務の執行に要する費用。

↓【交付金】

A. 全国健康保険協会  
6,283百万円

うち事務費52百万円  
人件費・システム経費等

旧船員保険法の規定による職務上の事由による年金給付等。

↓

B. 被災労働者等  
6,231百万円

旧船員保険法の規定による職務上の事由による年金給付等の請求

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

<b>費目・使途</b> (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	<b>A.全国健康保険協会</b>			<b>E.</b>		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	保険給付費	被災労働者等への保険給付	6,231			
	事務費	人件費、システム関係費、その他事務諸費	52			
	計		6,283	計		0
	<b>B.被災労働者等.</b>			<b>F.</b>		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保険給付費	年金給付等	6,231				
計		6,231	計		0	

**支出先上位10者リスト**

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会	保険給付に要する費用及び保険給付事業の事務の執行に要する費用の支給	6,283	-	-

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者等	年金給付等の請求	6,231	-	-